

中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の審議経過報告が取りまとめられ、文部科学省として、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」を策定しましたので、お知らせします。

事 務 連 絡
令和4年4月5日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・市区町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局教育課程課

「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」等について

日頃より幼児教育の振興及び小学校教育との接続について、御尽力くださり感謝申し上げます。

さて、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児教育の質的向上とともに、小学校への円滑な接続を図り、接続期の教育の充実を図っていくことが必要です。

文部科学省としては、これまでも、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性を確保するとともに、小学校との接続期の連携の手掛かりとして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を策定するなど、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校（以下「幼保小」という。）の連携を推進してまいりました。

他方で、幼稚園・保育所・認定こども園の多くが小学校との連携に課題があると感じている、半数以上の園が行事の交流等にとどまり、資質・能力をつなぐカリキ

ュラムの編成・実施が行われていないなどの点も指摘されています。

このため、中央教育審議会の「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」において具体的な方策を議論いただいております、今般、その審議経過報告が取りまとめられ、文部科学省として、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（別添１）及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」（別添２）（以下「手引き及び参考資料」という。）を策定しました。

この「幼保小の架け橋プログラム」については、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、幼保小の架け橋期（０～１８歳の学びの連続性に配慮しつつ、５歳児～小学校１年生の２年間を対象）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。本プログラムは、架け橋期に求められる教育の内容等を改めて可視化したものであり、関係者の負担軽減に留意しつつ、手引き及び参考資料を活用いただきながら、各地域や施設の創意工夫を生かした取組の充実を図っていただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成１４年法律第１８９号）第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び小学校に対して、各都道府県・市区町村保育主管課におかれては、所轄の保育所に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれは、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、本件の周知を図るとともに、必要に応じ、指導、助言又は援助等をお願いします。

<添付資料>

別添１ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）

別添２ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）

<参考>

中央教育審議会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会一審議経過報告一

URL:https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00001.html

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係
電話：０３－６７３４－３１３６